

台風等による休校、登校時刻の変更等に関するガイドラインについて

【判断の根拠とする状況】

- ① 特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報、暴風雪特別警報）又は警報（暴風警報、暴風雪警報）が渋谷区に発令された場合
- ② 特別警報や警報の発令は無いが、台風の進路状況や大雪の予報を鑑み、登校に支障が生じる可能性が高い場合

1 登校について

- ① 当日の午前7時の段階で、「判断の根拠とする状況」にある特別警報が発令されている場合は『臨時休校』とする。
- ② 午前7時を過ぎてから登校時刻までの間に、「判断の根拠とする状況」にある特別警報等が発令された場合も、『臨時休校』とするが、既に生徒が登校している場合は、特別警報等が解除されるまで学校に留め置き、保護者の迎えを待つこととする。

2 下校について

- ① 下校時刻に「判断の根拠とする状況」にある特別警報等が発令されている場合は、特別警報等が解除されるまで、生徒を学校に留め置く。ただし、保護者の引き取りがある場合はこの限りではないが、特別警報等が発令中の保護者引き取りは積極的に実施しない。
- ② 「判断の根拠とする状況」にある特別警報等が解除され、下校の安全性が確認できた場合は、集団下校や保護者による引き取り等を実施する。

3 大雨警報、洪水警報が発令されている場合

- ① 当日の午前7時の段階で、大雨警報又は洪水警報が発令されている場合は、『3校時からの登校（10：40教室にて出欠確認）』とする。
- ② 午前10時の段階で、大雨警報や洪水警報が継続している場合は、『臨時休校』とする。
- ③ 大雨警報や洪水警報が発令されている場合の下校においては、地域の状況を確認し、教員が引率して集団下校を行うなどして下校する。